

自転車乗用環境実態調査

平成28年4月

調査名称 自転車乗用環境実態調査

調査日時 ①平成28年4月1日(金) 14:00～16:30
 ②平成28年4月8日(金) 14:00～16:30

調査場所 ①巣鴨駅南口から半径 1.5km (白山通り[国道 17 号]及び都道 437 号
 他周辺道路)

 ②巣鴨駅北口から半径 1.5km (白山通り[国道 17 号]及び巣鴨地蔵通り
 他周辺道路)

調査内容

- ・駐輪状況(放置含む)
- ・自転車レーンの確認
- ・危険箇所の選定(交差点等)
- ・歩道上の障害物確認等(点字ブロック封鎖等)
- ・自転車の通行障害(歩行者の迷惑)確認等
- ・その他

① 巣鴨駅南口周辺

今回、調査した巣鴨駅南口周辺は、豊島区及び文京区の2区に跨り存在していた。

同区域内は、各区の放置自転車禁止指定区域と指定区域外が存在していた。

禁止指定区域内では、徹底した各種の禁止表示等(12パターン)を施していたが、区域内には、180台(内訳:豊島区70台/文京区110台)前後の放置自転車が存在していた。

一方、放置自転車禁止区域に指定されていない地区は、放置自転車が皆無であった。

駅南口周辺には、1カ所の巣鴨駅南(旧第二)自転車駐車場(豊島区が設置し、指定管理業者である日本コンピュータ・ダイナミクス(株)が平成15年から運営)が設置されていた。

駐車場の収容台数は、350台(定期260台/一時利用90台)であり、満車であった。

自転車駐車場には、当日利用者用と定期専用がある。(利用時間は、午前4時~深夜1時30分となっている。

当日利用料金は、一日150円(但し、最初の2時間は、無料)であり、翌日以降に超過すると、さらに150円が課金され300円となる。

定期利用料金は、1ヶ月間区民は、2500円(学生は、1250円)、区外居住者は、3000円(学生は、1500円)が必要となる。

なお、定期利用料金は、1ヶ月間毎の更新であり、3ヶ月間、6ヶ月間の期間料金は、設定がない。(豊島区の自転車条例による)

駅南口周辺には、同駐車場以外に民間の駐輪場として、サイクルパーク巣鴨駐輪場がある。

利用時間は、24時間で収容台数は27台であり、コイン式(無人形態)となっており、利用料金は、最初の1時間は、無料であり、以後、3時間毎に100円が課金される。

また、千石駅周辺には、4カ所の自転車駐車場(①千石東/②千石西/③千石南/④駕籠町公園前/文京区が設置し、指定管理業者である日本コンピュータ・ダイナミクス(株)が平成26年から運営)が設置されていた。

駐車場の各収容台数は、(①千石東11台/②千石西84台/③千石南297台(定期202台/一時利用95台)/④駕籠町公園前20台)であった。

① 千石東/②千石西の利用時間は、24時間であり、コイン式(無人形態)となっている。

利用料金は、最初の2時間は、無料であり、以後、10時間毎に100円が課金される。

③の千石南自転車駐車場には、当日利用者用と登録制用がある。(利用時間は、24時間である。

当日利用料金は、①千石東/②千石西と同額である。

一方、登録制料金は、年間 24000 円(月額 2000 円)[学生は、16800 円(月額 1400 円)・障害者は、12000 円(月額 1000 円)]が必要となる。

なお、中途解約(年払い)の場合は、残月分の料金が返納されることとなっている。

また、月額料金払いの場合で、翌月以降の料金納付の確認ができない場合は、放置自転車として扱われ撤去されることとなっている。

各駐車場は、満車時において、他の駐車場(千石東/千石西/千石南)の利用を推奨している。

④の駕籠町公園前は、定期専用となっており、③の千石南自転車駐車場の定期利用料金と同額である。

同駐輪場は、駕籠町公園前にあるため、公園利用者に対しては、専用の自転車置場(同駐輪場の右側に設置)の利用を呼び掛けている。

なお、未登録車は、放置自転車として扱われ撤去されることとなっている。

同様に、公園自転車置場では、公園利用者以外の駐輪も、放置自転車として厳しく扱われ、撤去されることとなっている。

なお、文京区内の白山通り[国道 17 号]の一部区間に自転車専用レーン(青色塗色等/交差点内は、矢羽の表示)が設置されていた。

現在、区域内の各区の放置自転車禁止指定区域では、定期的に自転車の撤去(①豊島区は、同条例の第 11 条により/②文京区は、同条例の第 10 条により)を行っている。

* 各区の撤去状況

① 豊島区

(保管場所:西巣鴨保管所(収容台数は、360 台)にて保管期間は、1 ヶ月間/返却料 5000 円)

② 文京区

(保管場所:第一保管所(収容台数は、746 台)にて保管期間は、40 日間/返却料 4000 円)

②巣鴨駅北口周辺

今回、調査した巣鴨駅北口周辺は、豊島区に存在していた。

同区域内は、放置自転車禁止指定区域と指定区域外が存在していた。

禁止指定区域内では、各種の禁止表示等(13 パターン)を施していたが、区域内には、140 台の放置自転車が存在していた。

一方、放置自転車禁止区域に指定されていない地区は、100 台前後の放置自転車があった。(両者合わせて 240 台の放置自転車)

駅北口周辺には、3 カ所の自転車駐車場(①巣鴨駅北/②巣鴨駅第三/③巣鴨駅北口白山通り/豊島区が設置し、指定管理業者である日本コンピュータ・ダイナミクス(株)が平成 15 年から運営)が設置されていた。

駐車場の各収容台数は、①巣鴨駅北が 1136 台(定期 500 台/当日利用 636 台)/②巣鴨駅第三が 161 台(定期専用)/③巣鴨駅北口白山通り(当日利用専用)が 191 台(4 カ所に分散)であった。

①の巣鴨駅北(旧第一)自転車駐車場には、当日利用者用と定期専用がある。(利用時間は、午前 4 時~深夜 1 時 30 分となっている。

当日利用料金は、一日 150 円(但し、最初の 2 時間は、無料)であり、翌日以降に超過すると、さらに 150 円が課金され 300 円となる。

定期利用料金は、1 ヶ月間 区民は、2500 円(学生は、1250 円)、区外居住者は、3000 円(学生は、1500 円)が必要となる。

定期利用料金は、1 ヶ月間毎の更新であり、3 ヶ月間、6 ヶ月間の期間料金は、設定がない。(豊島区の自転車条例による)

また、定期専用として、サイクルツリーが設置してあった。(現在、空車あり)

②の巣鴨駅第三の利用時間は、24 時間であり、利用料金は、①巣鴨駅北自転車駐車場の定期利用料金と同額である。

③ の巣鴨駅北口白山通りの利用時間は、24 時間であり、コイン式(無人形態)となっている。

利用料金は、最初の 2 時間は、無料であり、以後、6 時間毎に 100 円が課金される。

駅北口周辺には、3 カ所の自転車駐車場以外に民間の駐輪場として、アトレヴィ巣鴨駐輪場がある。

利用時間は、24 時間で収容台数は 127 台であり、コイン式(無人形態)となっており、利用料金は、③巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場と同額である。

現在、区域内の放置自転車禁止指定区域では、定期的に放置自転車の撤去を行っているが、調査当日、駅北口においては、専用トラックによる放置車の撤去作業が実施中であった。

[総合]

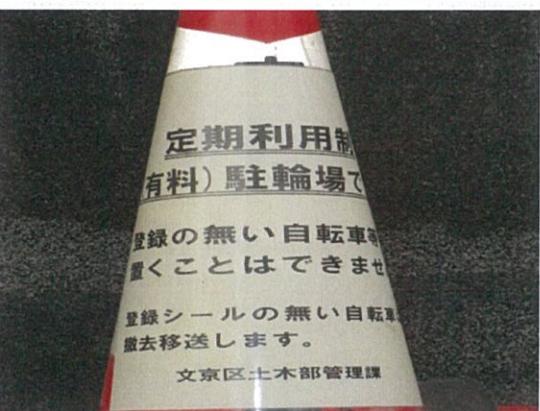
駅の東西によって放置車や自転車駐車施設が存在しているのは、共通であった。

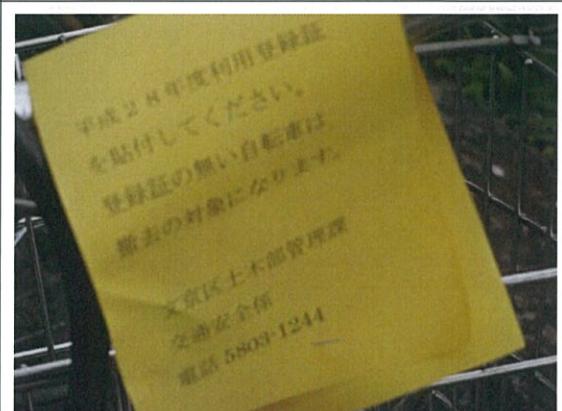
現在、放置自転車禁止区域内には、相応の放置車がある状況の中、各区役所[①豊島区役所(担当/交通対策課)・②文京区役所(担当/土木部管理課)]では、各種の禁止表示により放置車を減少させるべく努力により、増大する放置車に対処している。

① 巣鴨駅南口周辺

	
表示①A/放置自転車禁止区域(豊島区)	同左拡大
	
表示①B/放置自転車禁止区域(文京区)	同左拡大
	
表示②/放置自転車禁止表示(豊島区)	同左拡大

	
表示③/放置自転車禁止表示上の放置自転車(豊島区)	同左拡大
	
表示④/駐輪禁止表示板(連続・豊島区)	同左拡大
	
表示⑤/駐輪禁止表示板(4連続+公示/豊島区)	

	
表示⑥/放置自転車休日撤去看板(豊島区)	同左拡大
	
表示⑦/駐輪禁止表示板(豊島区)	同左拡大
	
表示⑧/登録証貼付要請(撤去予告)文書/コーン貼付(文京区内)	同左拡大

	<p>自転車放置禁止</p> <p>この場所には公園の利用者以外の自転車は止めないで下さい。 なお、放置されている自転車は撤去いたします。</p> <p>文京区</p> <p>ここに放置されていたバイクや自転車は公園管理上問題があるため、3月30日に撤去しました。 4月6日まで保管しておりますが、その間に取りに来ない場合、処分しています。</p> <p>文京区みどりの公園</p>
表示⑨/放置自転車禁止板(文京区内)	同左拡大
	
表示⑩/登録証貼付要請(撤去予告)文書(文京区内)	同左拡大
	
表示⑪/公園利用者専用(撤去予告・文京区内)	同左拡大

	
表示⑫/駐輪禁止板前の放置自転車(文京区)	同左拡大
	
表示⑬/自転車マナー表示板(文京区)	同左拡大
	
表示⑭/自転車マナー表示板(文京区)	同左拡大

	
表示⑯/自転車専用レーン表示板(車道上青帯・文京区)	同左拡大
	
表示⑰/自転車専用矢羽表示(車道上青帯・文京区)	同左拡大
	
表示⑱/自転車専用レーン表示板(車道上・文京区)	同左拡大

	
表示⑯/自転車専用レーン表示板(車道併用表示・文京区) 	同左拡大
	
表示⑰/自転車専用レーン表示板(文京区)	同左拡大
	
表示⑱/自転車専用レーン表示板(終点・文京区)	同左拡大



放置自転車





白山通り(E)

白山通り(F)



白山通り(G)

白山通り(H)



白山通り(I)

白山通り(J)



白山通り(K)



白山通り(L)



白山通り(M)



白山通り(N)



白山通り(O)



白山通り(P)



白山通り(Q)



白山通り(R)



白山通り(S)



白山通り(T)



白山通り(U)



白山通り(V)



白山通り(W)

白山通り(X)



白山通り(Y)

白山通り(Z)



白山通り(1A)

駅前通り(1B)

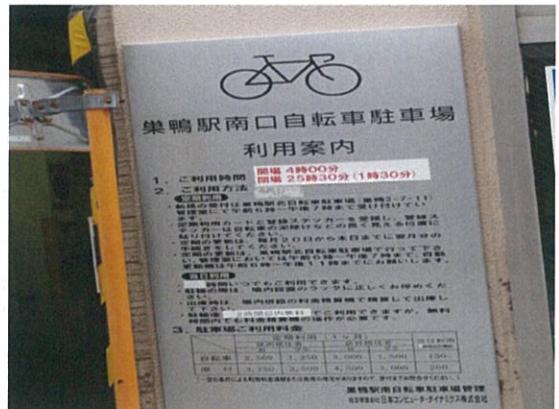
自転車駐車場



美鴨駅南自転車駐車場



利用案内



同左拡大



当日利用スペース

	
定期利用スペース	同左拡大
	
千石東自転車駐車場	同左内部
	
他自転車駐車場利用案内	

	
千石西自転車駐車場	駐輪スペース①
	
駐輪スペース②	駐輪スペース③
	
他自転車駐車場利用案内	利用案内(注意点)

千石南自転車駐車場(登録制)	同左拡大
駐輪スペース①	駐輪スペース②(反対側)
千石南自転車駐車場(当日利用側)	同左拡大



同内部



配置図



同左拡大



駕籠町公園前自転車駐車場(登録制)



駐輪スペース①

	
駐輪スペース②	定期利用看板(公園利用者駐輪案内)
	
公園利用者自転車置場	同左拡大
	
サイクルパーク巣鴨駐輪場	同左拡大

同内部	

② 巣鴨駅北口周辺

表示①放置自転車禁止区域	同左拡大
表示②/撤去警告板	同左拡大

	
表示③/放置自転車禁止表示	同左拡大
	
表示④/放置自転車禁止看板	同左拡大
	
表示⑤/放置自転車禁止看板(連続)	

	
表示⑥/放置自転車禁止看板(7連続)	表示⑦/放置自転車禁止看板内の放置自転車
	
表示⑧/放置自転車禁止看板前の放置自転車	表示⑨/放置自転車禁止看板(左右 20連続)
	
表示⑩/放置自転車撤去公示板	同左拡大



表示⑪/放置自転車等禁止板(東京都)

同左拡大(一部)



表示⑫/駐輪禁止コーン

同左拡大



表示⑬/駐輪禁止コーン内の放置自転車

表示⑭/放置自転車禁止看板脇の放置自転車



表示⑮/駐輪禁止看板前の放置自転車



同左拡大



表示⑯/駐輪禁止区域



同左拡大(駅長名表示)



表示⑰/駐輪禁止プレート



同左拡大(アトレ駐輪場案内)



表示⑯/駐輪禁止警告文書



同左拡大



表示⑰/撤去予告文書



同左拡大



表示⑱/放置自転車撤去作業車



同左拡大



表示⑪/自転車マナー表示板

同左拡大

放置自転車

	
白山通り(a)	白山通り(b)
	
白山通り(c)	白山通り(d)
	
白山通り(e)	白山通り(f)



白山通り(g)



白山通り(h)



巣鴨地蔵通り(i)



巣鴨地蔵通り(j)



巣鴨地蔵通り(k)



巣鴨地蔵通り(l)



巣鴨地蔵通り(m)



巣鴨地蔵通り(n)



巣鴨地蔵通り(o)



巣鴨地蔵通り(p)



巣鴨地蔵通り(q)



巣鴨地蔵通り(r)



巣鴨地蔵通り(s)



巣鴨地蔵通り(t)



巣鴨地蔵通り(u)



(v)



巣鴨地蔵通り(w)



(x)



(y)



(z)



(1a)



(1b)



(1c)



白山通り(1d)



駅前通り(1e)



駅前通り(1f)



駅前通り(1g)



駅前通り(1h)



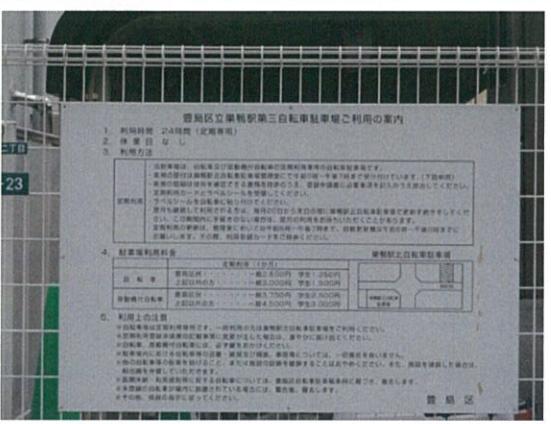
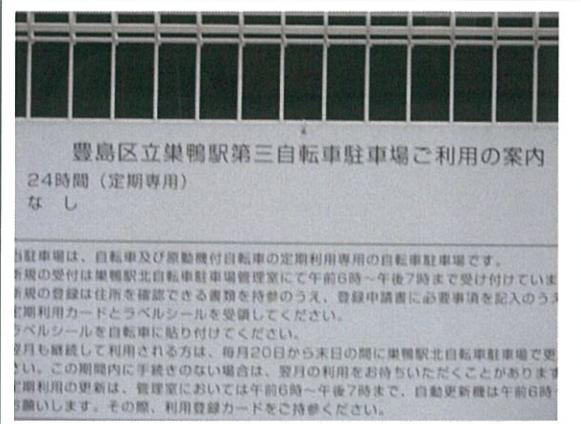
駅前通り(1i)



駅前通り(1j)

自転車駐車場

	
巣鴨駅北自転車駐車場	同左拡大
	
定期利用スペース	当日利用スペース
	
駐輪スペース(場外)	同左拡大

	
利用案内	サイクルツリー
	
	
駐輪スペース①	駐輪スペース②(反対側)

	
巢鴨駅北口白山通り自転車駐車場(Aエリア) ア)	同左内部
	
巢鴨駅北口白山通り自転車駐車場(Bエリア) ア)	同左内部①
	
同左内部②	

	
巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場(Cエリア) ア)	同左内部
	
アトレヴィ巣鴨駐輪場	同左内部